

## 選挙規程

### (趣旨)

第1条 一般社団法人日本臨床心理士会（以下「本会」という。）定款第6条第3項に定める代議員の選挙及び第24条に定める役員の選出を適正に行うためにこの規程を定める。

### (委員会の構成)

第2条 代議員の選挙並びに理事候補者及び監事候補者の選出の管理業務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会は、本会の正会員から選任された選挙管理委員（以下「委員」という。）3名以上をもって構成される。
- 3 委員は、第1項の選挙の事由が発生する6か月前の日以後すみやかに会長が指名し、理事会の決議により選任される。
- 4 代議員を委員に選任することはできない。委員は、代議員選挙において代議員候補者に立候補した場合、又は代議員候補者に推薦され、同意した場合、その職を解かれる。また、委員は代議員候補者の推薦人になることができない。
- 5 委員会はその代表責任者として委員の互選により選挙管理委員長を定めなければならない。
- 6 委員の任期は、第3項により選任された日から次の代議員選挙（第14条第2項に定める補欠の選挙を除く。）又は理事候補者及び監事候補者選出のための委員が選任される日の前日までとする。ただし、委員の重任を妨げない。
- 7 委員に欠員が生じた場合は、会長が正会員の中から指名し、理事会の決議により選任し、補充する。

### (委員会の業務)

第3条 委員会は以下の業務を行う。

- (1) 代議員の選出に関すること
- (2) 理事候補者の選出に関すること
- (3) 監事候補者の選出に関すること

### (委員会の招集、決議)

第3条の2 委員会は、委員長が必要と認める場合、招集する。または委員から請求があった場合、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、委員の過半数の出席により出席委員の過半数をもって決議する。可否同数のときは委員長が決定する。
- 3 委員長が認める場合、委員会を招集せず、書面または委員長が定める方法で委員の意見を求めることによって、委員会の決議に代えることができる。

### (代議員の構成)

第4条 代議員は、選出方法により全国を単位とする全国区代議員及び都道府県を単位とする地方区代議員から構成される。

### (代議員の選挙権及び被選挙権)

第5条 代議員の選挙権及び被選挙権は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める者が有す

る。

(1) 全国区代議員

選挙が実施される年度の9月末日（以下「基準日」という。）における本会の正会員

(2) 地方区代議員

基準日において各都道府県に住所を有している本会の正会員。なお、住所を有している都道府県と勤務地を有している都道府県とが異なる正会員が、勤務地を選択する旨を基準日までに会長に届け出た場合には、勤務地を有している都道府県を、住所を有している都道府県とみなす。また、海外に住所を有している正会員の地方区については、国内連絡先のある都道府県とする。

**(代議員の定数)**

第6条 代議員の定数は定款第6条第2項の定めるところにより次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める人数とする。

(1) 全国区代議員

基準日における本会の全正会員の数を750人で除して得た人数

(2) 地方区代議員

基準日において各都道府県に住所を有している本会の正会員の数を750人で除して得た人数

2 前項の人数の算定に当たり、1人未満の端数が生じたときは、これを1人に切り上げる。

**(代議員選出業務)**

第7条 代議員の選出については、次に各号に掲げるとおり行う。

(1) 代議員選出の実施日程等の確定と公示

委員会は、委員会が成立した日から1か月以内に、代議員選出に関する実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。

(2) 代議員候補者の届出

ア 立候補の届出

代議員候補者になろうとする者又は代議員候補者を推薦する者は、代議員の選挙(投票)期日から60日前までに、委員会の定める所定の文書又は電磁的方法により委員長に届け出なければならない。

イ 推薦の届出

代議員候補者を推薦する者は、正会員の推薦人2名以上の連署で委員長に届け出なければならない。かつ、当該届出に候補者の同意を得た旨を記載しなければならない。なお、推薦人は複数の代議員候補者を推薦することはできない。また、代議員候補者になろうとする者は他の代議員候補者を推薦することはできない。

(3) 代議員選挙の実施と結果の公示

次条第1項により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は次条第3項によりこれを行う。開票業務の終了後、その結果をすみやかに全会員に公示する。なお、開票に際し正会員の任意の立ち会いを認める。ただし開票の会場の都合等により人数を制限することがある。

**(投票及び当選者)**

第8条 代議員の選挙は正会員による所定の投票用紙又は電磁的方法を用いた無記名の投票による。この場合において、委員会が指定する日までのものをもって有効とする。なお、無効と認められる投票内容、及び疑問のある投票内容の取扱いについては、委員会の決議によって決定する。

- 2 開票は、委員会の定める日時、場所で行う。
- 3 当選者の確定は、まず、地方区代議員についてそれぞれの選挙区ごとに得票順により決定し、次に、全国区代議員について、地方区代議員の当選者を除いたうえで全国区得票順により決定する。ただし、同点者が生じた場合は抽選によって決定する。
- 4 前条第2項による代議員候補者が第6条に定める定数内のときは、代議員候補者のすべての者を当選者とする。

#### (理事候補者選出業務)

第9条 理事候補者の選挙権及び被選挙権は、前条第1項により実施された選挙によって選出された代議員が有する。

- 2 理事候補者の選出は、代議員の互選により、所定の投票用紙又は電磁的方法を用いた3名連記、無記名の投票による。この場合において、委員会が指定する日までのものをもって有効とする。なお、無効と認められる投票内容、及び疑問のある投票内容の取扱いについては、委員会の決議によって決定する。
- 3 開票は、委員会の定める日時、場所で行う。
- 4 理事候補者の確定は、選挙管理委員会の理事候補者選出に関する運営規則により、定款第24条第3項及び第4項の規定に則った理事候補者の選出を行った後、得票順に定款第23条第1項第1号に定める員数以内とする。ただし、同点者が生じた場合は抽選によって順位を決定する。
- 5 理事候補者は、定款第14条第3号の規定に基づき定款第19条に定める代議員会の決議を経た場合には、理事として選任される。
- 6 前項で、代議員会の過半数の同意を得られなかった理事候補者がいる場合、次点者を繰り上げ理事候補者とすることは行わず、また理事候補者の再度の選挙も実施しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第65条第3項に定める理事の員数に満たない場合、員数を満たすまで次点者を理事候補者として繰り上げて選出し、定款第19条の決議を経た場合には、理事として選任される。

#### (会長の選出)

第10条 会長の選出は、前条第5項に定める理事選任の決議に引き続き、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。

- 2 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定される。

#### (副会長の選出)

第11条 副会長の選出は前条第2項に定める会長の選定に引き続き、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、得票順に上位2名を選出する。

- 2 前項の規定により副会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定される。

#### (専務理事及び常務理事の選出)

第12条 専務理事及び常務理事の選出は、前条第2項に定める副会長の選定に引き続き、理事の中から会長がこれを指名し、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定される。

#### (監事候補者選出業務)

第13条 監事候補者の選挙権及び被選挙権は、第8条第1項により実施された選挙によって選出さ

れた代議員が有する。ただし、理事候補者を兼ねることはできない。

- 2 監事候補者の選出は、代議員の互選により、所定の投票用紙又は電磁的方法を用いた2名連記、無記名の投票による。この場合において、委員会が指定する日までのものをもって有効とする。なお、無効と認められる投票内容、及び疑問のある投票内容の取扱いについては、委員会の決議によって決定する。
- 3 開票は、委員会の定める日時、場所で行う。
- 4 監事候補者の確定は、第9条に定める理事候補者選出業務を行った後に行い、既に理事候補者に選出された者を除き、第9条に定める監事候補者の選出を行った後、得票順に定款第23条第1項第2号に定める員数とする。ただし、同点者が生じた場合は抽選によって順位を決定する。
- 5 監事候補者は、定款第14条第3号の規定に基づき定款第19条に定める代議員会の決議を経た場合には、監事として選任される。
- 6 前項で、代議員会の過半数の同意を得られなかった監事候補者がいる場合、次点者を監事候補者として繰り上げて選出し、定款第19条に定める代議員会の決議を経た場合には、監事として選任される。

### (補欠者)

- 第14条 代議員に欠員が生じた場合は、第8条第1項及び第3項により実施された選挙の次点者をもって補う。
- 2 第1項の次点者がいない場合には補欠の代議員の選挙を実施しなければならない。この場合の選挙権及び被選挙権は、直前の代議員選挙（本項に定める補欠の選挙を除く。）において第5条に定めた者で、補欠選挙実施時においても正会員である者が有する。
  - 3 前項の事由が生じた翌月から起算し、当該代議員の任期满了までの期間が12か月に満たない場合には補欠選挙は行わない。
  - 4 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - 5 第2項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 6 会長が欠けた場合は、第10条を準用する。また、副会長が欠けた場合は、第11条を準用する。
  - 7 専務理事及び常務理事について欠員が生じた場合は、第12条によって選定する。
  - 8 理事の辞任又は解任等により、次の各号の一に該当する事情が生じた場合、理事候補者を選任する。
    - (1) 法人法第65条第3項に定める理事の員数に満たなくなった場合
    - (2) 定款第23条第1項第1号に定める理事の員数の上限に満たなくなった場合で、新たに理事の選任が必要であると会長が認め、これを理事会が承認したとき
  - 9 前項の場合、第9条第2項及び第4項により実施された選挙の次点者をもって理事候補者とし、第9条第5項に定める決議を経て補欠の理事として選任される。
  - 10 監事について欠員が生じた場合は、第13条第2項及び第4項により実施された選挙の次点者をもって補欠の監事候補者とし、第13条第5項に定める決議を経て補欠の監事として選任される。
  - 11 第1項、第6項、第7項、第9項、第10項の規定によって選出された者の任期は、定款の定めるところにより前任者の任期の満了する時までとする。

### (規程の改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、定款第6条第3項に基づき理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年11月3日一部を改正し施行する。
- 3 この規程は、平成22年1月23日一部を改正し施行する。
- 4 この規程は、平成25年3月10日一部を改正施行し、平成24年11月3日から適用する。
- 5 この規程は、平成26年5月11日一部を改正し施行する。
- 6 この規程は、平成26年9月27日一部を改正し施行する。
- 7 この規程は、平成30年10月7日一部を改正し施行する。
- 8 この規程は、2026年4月1日一部を改正し施行する。